

# 日本弁理士会における知的財産普及の歩み

## Progress of Intellectual Property Dissemination in the Japan Patent Attorneys Association

日本弁理士会会長／弁理士

鈴木一永  
SUZUKI Kazunori

President of Japan Patent Attorneys Association / Patent Attorney

### I. はじめに

2000年以前の知的財産（以下「知財」と省略することがある。）普及活動は、各個人の弁理士の努力に負うところが中心であったこと等から、特別な場合を除き日本弁理士会（以下「当会」という。）組織としての取り組みは行われていなかったという実情があった。以下では、当会組織としての知財普及活動について当初から現在に至る流れを簡単に説明しつつ今後の方向性を紹介する。

### II. 2000年代 知財普及専門機関「知的財産支援センター」を中心とした知財普及活動

2000年以前、特許庁から出された「2005年特許行政ビジョン」を契機として、当会では、知的財産の専門家集団として、技術創造立国を目指して知的創造サイクルを円滑に機能させるためにも弁理士が業として依頼者からの依頼に応じるだけでなく、一般や団体等の求めに応じて知的創造活動の支援、とりわけ内外国の知的財産権の取得や活用に関する支援を積極的に行い、知的財産制度の発展に寄与するべきであるとの考えが支配的となってきた。そこで、当会では、これらの活動を専門に行う機関として1999年に「知的財産支援センター」を創設するに至り、これが現在まで続く当会の知財普及活動の礎となっている。

また、全国遍く知的財産の普及を行うべく、それまでの東海、関西の2地域会に加えて、北海道、東北、関東、北陸、中国、四国、九州の7地域会を設置し、全国どこに対しても支援が可能な体制を構築した。

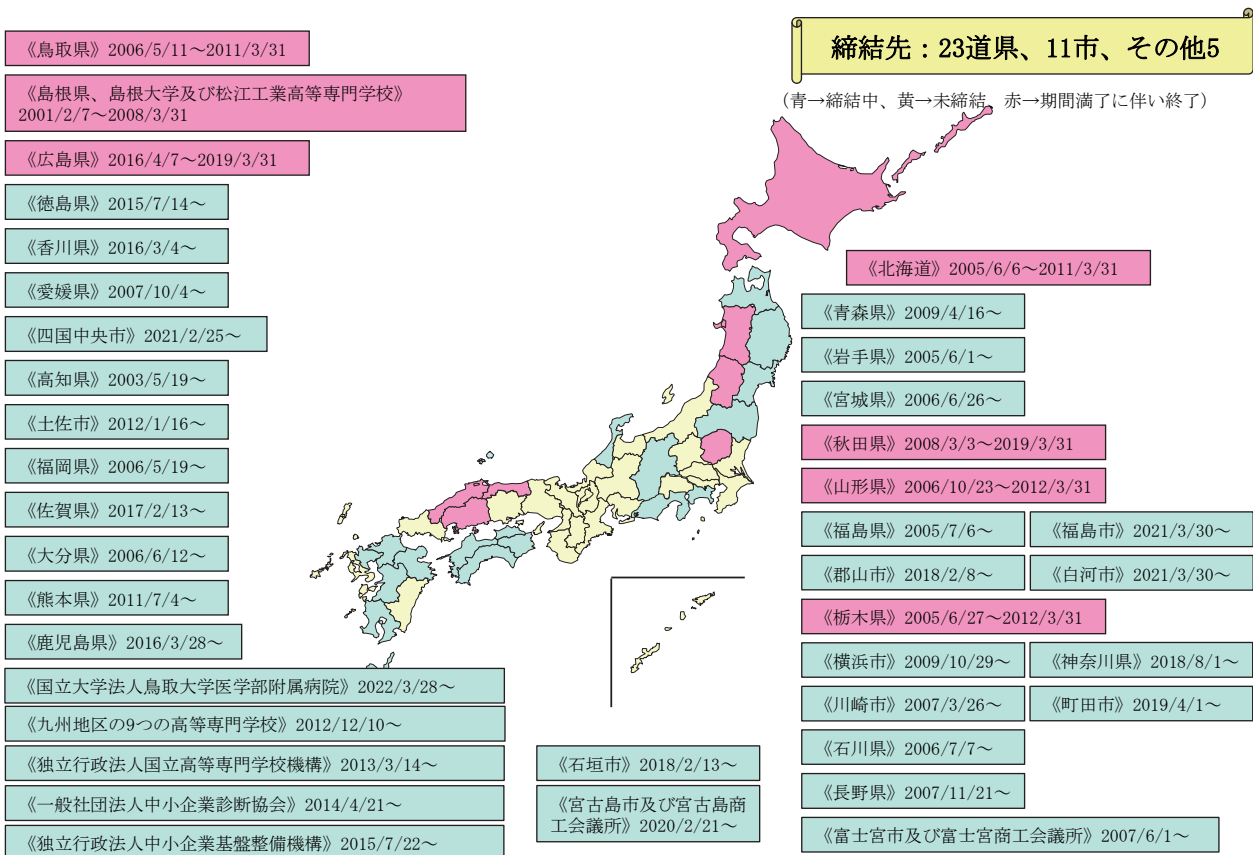
2000年代の知的財産支援センターを中心とした当会の知的財産普及及び支援の主だった事業で現在まで続いているものとして、「地方自治体等との知財支援協定」、「教育機関への出張授業」、「特許出願等援助制度」等があげられる。以下にその活動の概要を紹介する。

## (1) 地方自治体等との知財支援協定

各都道府県で産業振興施策の重要な柱のひとつとして知的財産権の戦略的活用が位置付けられ、「知的財産活用戦略」が策定された。この戦略の実行にあたり、当会に協力が求められ、2001年に島根県と第一号の支援協定を締結することになった。その後、現在までに23の道県、11の市と支援協定を締結しており、協定に基づく事業として、企業、自治体職員等に対する知財セミナーや無料相談、小中高校への出張授業等を行っている。

## 地方自治体等との知財支援協定の締結実績

2023/7/31 現在



## (2) 教育機関への出張授業

若年層に知財に触れてもらうため、小中高校、高専、大学等で発明工作や学校側の要望に沿ったテーマの知財授業を行っている。全国で年平均100回ほど行っており、事業開始当初からの累計は1,500回を超える。

また、均一の授業を行うため、授業台本やビデオ教材（5～10分程度のYouTube動画もあり）等のコンテンツも多数用意している。誰でも利用できるように当会のホームページ上に掲載しているものもあるので是非ご利用いただきたい。

### (3) 特許出願等援助制度

優れた発明等の擁護に資することを目的として、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行おうとする個人・中小企業で資力が乏しい者に対して、当会は出願に要する費用（特許印紙、弁理士報酬等）を援助する制度を設けており、現在まで 400 件以上を援助している。

## Ⅲ. 2010 年代 知財経営に踏み込んだ知財普及支援

日本の産業の底上げを図るためには、企業の 99.7%を占める中小企業・ベンチャー企業の業績を上げる必要があり、行政も「知財総合支援窓口」、「よろず支援拠点」、「新輸出大国コンソーシアム」等、様々な中小企業・ベンチャー支援の政策に力を入れていたが、中小企業の特許出願の件数は、2010 年代中頃当時、全出願件数の 14%ほどであり、世界的に見ても、まだ日本の多くの中小企業が知財に意識を向けていたとは言えない状況にあった。このような状況を受けて、行政や知財有識者の考え方も中小企業への支援は、特許権の取得というよりは、むしろ「知財経営」という観点で、如何に知的財産を有効に活用し、それを利益につなげていくかということに主眼をおくべきであるという方向にシフトしてきた。

当会もこれに呼応し、2015 年から中小企業に知財経営に関する支援を行うべく、知財経営支援のコンサルティングができる弁理士の育成及びその者らによる個別企業への知財経営コンサルティング支援を開始した。これが現在の当会の支援事業の大きな柱の一つになっている。以下にその概要を紹介する。

### (1) 知財経営コンサル人材の育成

知財経営コンサルティングスキルを身に付けた弁理士を育成すべく、全 6 回、計 16.5 時間の研修（座学及びワークショップ形式）を行い、その後、模擬的なコンサルティングを実施している。これら全ての課程を修了した者には「JPAA 知財経営コンサルタント」と称することができる資格を与えており、現在まで約 400 名がこの資格を有している。

なお、弁理士がこの資格を有しているかは、当会のホームページ上にある弁理士を探す際等に利用いただく検索システム「弁理士ナビ」で調べることができるので、ご利用いただきたい。

### (2) 弁理士知財キャラバン（個別企業への知財経営コンサルティング支援）

特許、デザイン、ブランド、コンテンツ、製造ノウハウなどの知的財産を上手に活用して、会社の利益に繋げることを目指す中小企業等を支援するため、中小企業、スタートアップに「JPAA 知財経営コンサルタント」の資格を有する弁理士をチームで派遣し、知財経営コンサルティングを実施している。

具体的には、知的財産の観点から中小企業等の強みや弱み、課題等を分析し、知的財産の見える化や課題解決、知的財産を経営に生かす方法等の提案を行うもので、これまで 170 社以上に対して支援を実施している。

## IV. 2020年～現在 個社支援サービスの拡充，外部機関との連携強化によるサービス向上

特許庁や（独）工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）等の尽力もあり，知財の重要性が中小企業，スタートアップ等に認知されてくると，次に，実際に知財の権利取得，利活用にあたり，自社とマッチする弁理士の紹介ニーズが高まってきた。

このニーズに対応するため，個別企業への弁理士紹介サービスを2021年から関東と関西の2地域会で再開した。当該サービスが認知されるにつれ，年々申込件数も増加傾向にあり，実際にニーズの高さが伺える状況になっている。現在この弁理士紹介サービスは，関東，東海，関西の3地域会での実施に留まるが，将来，全地域会でサービスを提供できるように準備を進めているところなので，期待してお待ちいただくと幸いである。

また，2023年3月に特許庁，INPIT，日本商工会議所，当会の4者で「知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言」を行った。

これは，特許庁，INPIT及び当会が「知財経営支援のコア」を形成し，日本商工会議所と連携した「知財経営支援ネットワーク」を通じて，ユーザーが特許庁，INPIT，当会のどの団体にアクセスしたとしてもコア団体同士が連携することにより，ワンストップでユーザーが求めるコアの各団体が有する知財経営支援サービスの提供が受けられるというもので，これまででない，画期的な仕組みである。

まだ始まったばかりの段階だが，このネットワークを進化，成熟させることで中小企業やスタートアップ等の知財の利活用を促進し，わが国の産業を活性化させることで本当に「知財立国」が実現できればと考えている。

## V. まとめ

本年度以降は，特許庁，INPIT，日本商工会議所及び当会の4者での共同宣言の具体化とその実行を柱としつつ，9地域会における日々の知財普及支援活動を中心として各地方自治体等との支援協定の推進，新たな支援協定の締結を推進していきたい。